

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、本人の責めに帰すべき事由により入社後 3ヶ月未満で雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返金します。

尚、求人者との契約において下記と異なる取り決めを行う場合がございます。

入社より1か月以内退職の場合	紹介手数料の50%を返戻
入社より1か月超2か月以内の退職の場合	紹介手数料の30%を返戻
入社より2か月超3ヶ月以内の退職の場合	紹介手数料の15%を返戻

以上

滋賀県近江八幡市丸の内町6-54

DK 合同会社

25-ユ- 300186